

平成12年6月26日

長岡京市長 今井民雄様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会

会長 伊藤公一

諮問事項に関する答申

平成12年6月7日付け12長企市第17号で本審議会に対して諮問のあった下記の事項について、意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく個人情報の外部提供
  - (1) 地域敬老行事対象者リストの自治会等への提供について
  - (2) 第4回京阪神都市圏パーソントリップ調査に係る対象者個人情報の外部提供について
- 2 個人情報保護制度の運用
  - (1) 介護保険事業に係る個人情報の本人開示について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	1 2 - 1	答 申 日	平成12年6月26日
審 議 件 名	【個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく外部提供】 地域敬老行事対象者リストの自治会等への提供について		
審 議 日	平成12年6月7日		
内 容			
<p>本件は、「長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱」に基づき、地域で敬老事業を開催される自治会に対し、高齢者の名簿を自治会及び事業委託先である長岡京市社会福祉協議会に外部提供しようとするもので、個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく外部提供事項として本審議会に諮問されたものである。</p> <p>敬老事業を主催する自治会では、対象となる高齢者（70歳以上の市民）に事業を公平に周知する必要があることから、名簿の提供を希望されているものである。</p> <p>また、補助金を交付するにあたっては、事業に参加した高齢者が70歳以上であるかどうかの確認が必要であるため、補助金交付事業を委託している社会福祉協議会にも同様の名簿の提供が必要である。</p> <p>本審議会は、本件を慎重審議した結果、事業の公共性から名簿の提供についてはやむを得ないが、提供する項目を、事業実施に必要最小限のものとし、氏名、住所、性別のみとすべきであるとの意見の一致を見た。</p> <p>また、提供先には目的外利用禁止の旨を説明し、複写厳禁及び使用後の返却を義務付けるなどの保護措置を講ずるべきであるとの意見が多数あった。</p>			

## 答 申 書

答 申 番 号	1 2 - 2	答 申 日	平成12年6月26日
審 議 件 名	[個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく外部提供] 第4回京阪神都市圏パーソントリップ調査に係る対象者個人情報の外部提供について		
審 議 日	平成12年6月7日		
内 容			
<p>本件は、第4回京阪神都市圏パーソントリップ調査が今年度実施されるにあたり、その調査対象世帯として本市住民から4%の世帯を抽出し、京都府を通じ調査機関である京阪神都市圏交通計画協議会へ提供しようとするもので、個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく外部提供事項として本審議会に諮問されたものである。</p> <p>提供を希望されている個人情報の項目は、世帯単位で、住所、世帯主の氏名、生年月日、性別、世帯構成員全員の生年月日、性別である。</p> <p>「世帯主の氏名、住所、性別だけでも調査は可能ではないか」など、提供項目についてはすでに調査概要が決められており、他市町村との統一性からも提供項目の変更は困難であるとの事務局の説明により、提供するにあたっての保護対策を、意見として付して提供することで意見の一致を見た。</p> <p>提供先に課す個人情報保護措置としては、目的外利用や漏洩・譲渡等の禁止、使用後の返却を義務付けるほか、調査の実施方法についても、調査票回収の際には厳封して調査員に渡せるようにするなど、可能な限りプライバシー保護に配慮して実施されるとともに、次回本調査を実施される際には、市町村から提供を希望される抽出リスト及びその項目について、調査に必要な最小限のものとされるよう調査機関に要請することを希望する。</p>			

## 答 申 書

答 申 番 号	1 2 - 3	答 申 日	平成12年6月26日
審 議 件 名	[個人情報保護条例第12条の規定に基づく制度の運用事項] 介護保険事業に係る個人情報の本人開示について —本人が開示請求できない場合の取り扱いについて—		
審 議 日	平成12年6月7日		
内 容			
<p>本件は、介護保険事業に係る認定調査票及び主治医意見書に関して、本人の意思確認が困難な場合の任意代理人からの開示請求の取り扱いについて、個人情報保護制度の運用に関する事項として本審議会に諮問されたものである。</p> <p>個人情報保護条例第12条では、本人に自己情報の開示請求権を認めているが、法定代理人による請求や特別の理由がある場合を除き、本人でない限り開示請求をすることができないとされている。</p> <p>介護保険事業においては、対象者が寝たきりや痴呆などで本人が開示請求することが困難な場合が多い。委任状で本人の意思が確認できる場合は代理人による開示請求が可能であるが、痴呆症の場合などで本人の意思が確認できない場合の開示請求にどう取り扱うかということに関し、活発に意見が交わされた。</p> <p>一般的に、認定調査票や主治医意見書を開示請求される趣旨としては、要介護認定に納得がいかない場合が想定される。そのような場合、対象者とその介護者の意思は同じであると判断でき、また、介護者が対象者の認定調査票や主治医意見書を確認することが対象者の不利益になるとは考えにくい。</p> <p>以上のようなことから、当審議会では、痴呆症などで本人の意思が確認できない場合であっても、配偶者、子が認定調査票及び主治医意見書の開示を代理請求することを認めるべきであり、また、介護者が他の親族等の場合も、実態に即して弾力的に運用すべきであるとの意見の一致を見た。</p>			